

発掘だより No.1

1986. 5. 14 発行

為当条里制遺跡 発掘にあたり

1. 発掘調査とは

昔の人々のくらしの跡は、今も土の下に眠っています。豊川市内では
じょうもん あそう ど おおし ふなやま
縄文時代の麻生田大橋遺跡を始め、船山古墳や国分寺・国分尼寺跡など
多くの貴重な遺跡が存在し、この豊川の地が大昔より人々の営みのつづ
く豊かな土地であったことなどがわかります。

しかし、これらの貴重な遺跡も、今回のなめとう為当地区のほじょう圃場整備事業や、
住宅・道路等の建設により破壊を免れないことがあります。そこで、一
度破壊されてしまうと二度とはもとに戻らない。これらの遺跡を写真や
図面、文章の記録によって後世に残すために発掘調査を行います。

最近、テレビや新聞紙上を賑やかしているように、発掘調査によって
日本の歴史がどんどん塗り替えられています。豊川市でも麻生田大橋遺
跡などの調査により、文字としての記録が残っていない郷土の歴史が明
らかになってきました。今回は条里制という昔の水田あとの調査である
ため、土器や石器はあまり出土しないと思いますが、古代における土地
改良とも言えるこの条里制が、いつ頃、どのような形で行われたかを明
らかにし、土の下に眠る郷土の歴史を掘り起こしたいと思います。

2. 条里制とは

ひんでんしゅうじ
条里制は、班田収授を円滑に行うために、大化改新（645年）前後
から全国各地で行われた大開拓とその土地制度です。当時、公地公民制

の下、男には2反、女には1反120歩ふ くふんてんの口分田が時の政府より与えられ、農民は決められた量の租（今の税金）を国家に納めていました。

広々とした土地を、1町角（108m四方）で碁盤の目のように区切る。この条里制は、土地制度としては非常に優れたものであり、道路で画された6町四方を○条○里の呼称で呼ぶために条里制とよばれています。また、この6町四方の区画の中は、36の坪（1町=108m四方）に別れ、一の坪いち っぺ、二の坪に っぺといった番号がつけられています。

（2枚目、第1図参照）

3、たぬ とう為当条里制遺跡

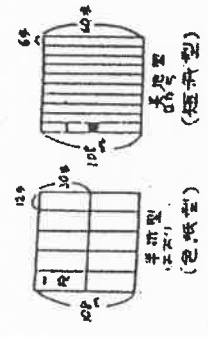
豊川市の西方、国府・白鳥・森・為当から御津町にかけての水田地帯は、昭和の始め頃まで広大な条里制の遺構が残っていました。（第2図参照）しかし、土地改良や圃場整備の進行に伴い、これらの条里制遺構も徐々に姿を消し現在まともった規模で残るのは為当地区のみです。第3図は、土地宝典による為当地区の地割りですが、一町（108m）方眼に区切られた一坪の中に、なが ちがた長地型の地割りが行われているのがよくわかるとおもいます。

このような条里制という大土木事業は一度にできるものではなく、強大な権力者のもと長い年月をかけて出来上がったものだと思います。

豊川から御津にかけての条里制も、いつ、どのような背景のもとに作られたかはっきりしていませんが、新事実が発見されることを期待したいものです。



本3図 為当地内の条里制遺構、長型型の地割であることとわかる



千鳥式 一帯の万冊	一帯 6町	二帯	三帯	一里	二里	三里
61514131211	一 条	一 里	一 里	一 条	一 条	一 条
718191011102	一 里	一 条	二 条	二 条	二 条	二 条
811716151413	二 里	二 条	三 条	三 条	三 条	三 条
91201716151413	三 里	三 条	四 条	四 条	四 条	四 条
101231221212019	四 条	四 条	五 条	五 条	五 条	五 条
11125124123122121	五 条	五 条	六 条	六 条	六 条	六 条
12127126125124123	六 条	六 条	七 条	七 条	七 条	七 条
13129128127126125	七 条	七 条	八 条	八 条	八 条	八 条
14131130129128127	八 条	八 条	九 条	九 条	九 条	九 条
15133132131130129	九 条	九 条	十 条	十 条	十 条	十 条
16135134133132131	十 条	十 条	十一 条	十一 条	十一 条	十一 条

本1図 条里坪付図
坪の番号の付下方に、千鳥式と
平行式の之種類がある。



本2図 豊川市および御津町の条里制遺構の分布
・この方面の1マスは一坪(約108m×108m)
・条里の方向が旧国道1号線に沿ってある。